

⑱ 財産を相続したとき



平成31年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

相続税は
どのような場合に
かかるの？



財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

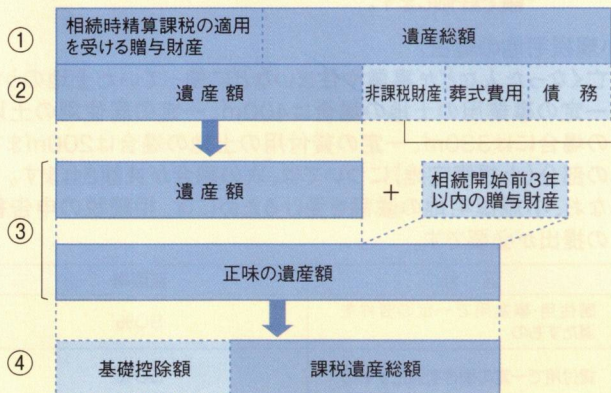
相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
宅地や建物の評価方法→裏面「宅地や建物の評価方法」参照
相続時精算課税→⑰「財産をもらったとき」参照
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。
注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

相続税の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税→⑰「財産をもらったとき」参照
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
→裏面「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」参照

◎課税遺産総額の計算



$$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

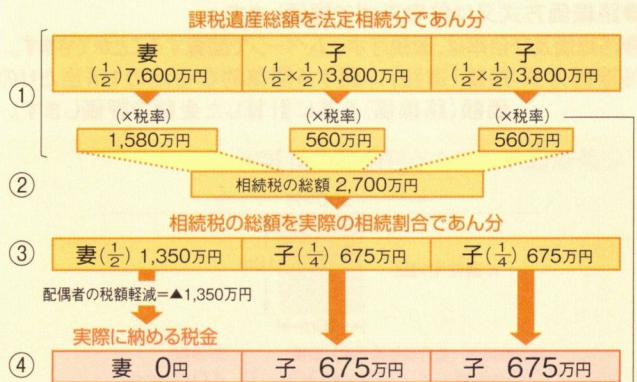
注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- ① 墓所、仏壇、祭具など
- ② 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- ③ 生命保険金のうち次の額まで
 $500万円 \times \text{法定相続人の数}$
- ④ 死亡退職金のうち次の額まで
 $500万円 \times \text{法定相続人の数}$

◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合
 (正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)
 $2億円 - (3,000万円 + 600万円 \times 3) = 1億5,200万円$



◇法定相続分の主な例

| 相続人 | 法定相続分 |
|-----------|--------------------|
| 子がいる場合 | 配偶者 2分の1 |
| | 子 2分の1 (人数に分ける) |
| 子がない場合 | 配偶者 3分の2 |
| | 父母 3分の1 (人数に分ける) |
| 子も父母もない場合 | 配偶者 4分の3 |
| | 兄弟姉妹 4分の1 (人数に分ける) |

◇相続税の速算表 <

| 法定相続分に応ずる取得金額 | 税率 | 控除額 |
|----------------------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | — |
| 1,000万円超 ~ 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 3,000万円超 ~ 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 5,000万円超 ~ 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 1億円超 ~ 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 2億円超 ~ 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 3億円超 ~ 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 ~ | 55% | 7,200万円 |